

(主旨)

第1条 乙は、この契約書(頭書等を含む。)及び仕様書等に基づき、頭書記載の物品(以下「本件物品」という。)を納入し、甲は、これに対して売買代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務(以下「権利等」という。)の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、貸付け、担保に供し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、本件物品(未完成の物品及びこの契約を履行する上で得られた記録等を含む。)の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、貸付け、担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(貸与品等)

第3条 乙は、この契約の履行に関して甲から貸与又は支給された物品若しくは電子データ(以下「貸与品等」という。)があるときは、甲から貸与品等の引渡しを受けた後、遅滞なく甲に借用書又は受領書を提出するものとする。

2 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、この契約の履行の完了その他の理由により貸与品等が不要となったときは、遅滞なく貸与品等を甲に返還するものとする。

4 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不能となったときは、甲の選択に従い、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

5 貸与品等の引渡し及び管理に要する費用は、乙の負担とする。

(履行状況の調査等)

第4条 甲は、この契約の履行状況を確認する等必要があると認めるときは、随時に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠り、若しくは虚偽の報告をしてはならない。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、本件物品の納入を完了したときは、甲に対して遅滞なく納品書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の納品書の提出があったときは、10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格したときは、甲は、直ちに成果物の引渡しを受けるものとする。

4 第2項の検査の結果、不合格となったときは、乙は、遅滞なく当該契約不適合の修補又は代替品との引換え等を行わなければならない。

5 乙は、前項に規定する当該契約不適合の修補又は代替品との引換え等を行ったときは、甲の再検査を受けなければならない。この場合においては、当該契約不適合の修補又は代

替品との引換え等の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

- 6 本件物品の所有権は、第3項(前項後段の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)の引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。
- 7 第2項(第5項後段の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)の検査、第3項の引渡し及び第4項(第5項後段の規定により適用される場合を含む。)の当該契約不適合の修補又は代替品との引換え等に要する費用は、乙の負担とする。
- 8 乙は、納入期限までに、第2項(第5項後段の規定により適用される場合を含む。)の検査に合格しなければならない。

(売買代金の支払)

- 第6条 乙は、前条第2項の検査(再検査の場合は同条第5項)に合格したときは、甲に対して、売買代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払わなければならない。

(危険負担)

- 第7条 第5条第3項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。)の引渡しまでの間に、契約の目的物の一部又は全部が、甲乙双方の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損したときは、甲は売買代金の一部又は全部の支払を拒絶することができる。この場合、本契約の全部を解除できるものとする。
- 2 第5条第3項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。)の引渡し後に、契約の目的物の一部又は全部が、甲乙双方の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損したときは、甲は売買代金の一部又は全部の支払を拒絶することができない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

- 第8条 甲は、乙が納入期限までに本件物品の納入を完了することができないときは、納入期限到来の日の翌日から納入が完了した日までの日数に応じ、売買代金額から既納入済部分のうち現に甲が利益を得ている部分に対する相当額を控除した額に対し年10.75パーセントを乗じて得た金額を遅延利息として請求することができる。ただし、当該遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を請求しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 乙は、甲が第6条第2項に規定する期限までに売買代金を支払うことができないときは、期限到来の日の翌日から支払いが完了した日までの日数に応じ、売買代金額から支払済額を控除した額に対し年10.75パーセントを乗じて得た金額を遅延利息として請求することができる。ただし、当該遅延利息の額が100円未満であるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

- 第9条 甲は、納入された物品等に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状

態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、乙に対して、何らの催告をすることなく、甲の任意の選択により、本契約の解除、代金の減額、代替品の納入、不足分の納入又は当該契約不適合の修補（以下「解除等」という。）を請求することができる。

- 2 甲が、前項の請求をしたときは、乙は、甲の負担の程度にかかわらず、これに従うものとし、甲が求めた方法と異なる方法による履行をすることはできない。
- 3 第1項に規定する場合において、甲は、乙に対して、同項に規定する解除等に代え、又は解除等とともに、損害賠償の請求をすることができる。
- 4 乙は、当該契約不適合が軽微であることを理由として、本条に規定する契約不適合の責任を免れることはできない。
- 5 甲が、契約不適合（数量及び権利に関する場合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、解除等及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（損害賠償）

第10条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、相手方又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の解除権）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、この契約の業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに本件物品の納入が完了しないとき又はその見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に関し不正の行為をしたとき。
- (4) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (5) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (8) 本契約の履行に係る許可等について、監督官庁より取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立て

を受け、又は自ら申立てを行ったとき。

(10) 解散、会社分割、営業譲渡又は合併の決議をしたとき。

(11) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。

(12) 第2条の規定に違反し権利等を譲渡したとき。

(13) 前12号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項に掲げるもののほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員

（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）並びに暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団（組織犯罪対策要綱（平成26年8月18日付警察庁乙刑発第11号警察庁次長通知）に規定する者をいう。以下同じ。）（以下総称して「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等（乙が自然人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいい、乙の支店若しくは営業所等の代表者を含む。以下この項において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用する等したと認められるとき。

(4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る業務の下請契約その他の契約（この号及び次号において「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たり、反社会的勢力から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3 前2項に掲げるもののほか、甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (4) 乙（乙が自然人である場合にあつては当該者又はその使用人、乙が法人である場合にあつてはその役員又はその使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等における違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対して、売買代金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を違約金として甲の指定する期間内に支払うことを請求することができる。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき
 - (2) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき
 - (3) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき
 - (4) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となつたとき
- 2 前条第2項各号又は同条第3項各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対して、本件物品の納入の完了の前後を問わず、また、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、売買代金額の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を違約金として甲の指定する期間内に支払うことを請求することができる。ただし、同条第3項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、同号の命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する違約金の額を超える場合（乙が当該違約金を支払った後に、実際の損害額が当該違約金の額を超えることが明らかになった場合を含む。）において、当該超過分につき賠償を請求することを妨げるものでは

ない。

(甲の任意解除権)

第13条 甲は、前条の規定によるほか、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲及び乙が協議して定める。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲が、この契約の締結及び履行に関し不正の行為をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、甲がこの契約に違反し、当該違反によってこの契約を履行することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、甲に対して、当該損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約の内容その他この契約の締結及び履行において知り得た秘密を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の義務は、この契約が終了し、又は解除された後も存続するものとする。

(契約の変更)

第16条 本契約の内容を変更する場合は、甲乙協議し、その内容を別途定めるものとする。

(分離性・可分性条項)

第17条 本契約のある規定が無効とされた場合でも、当該規定のみを無効とし、他の条項の有効性は影響されず、有効のまま存続するものとする。

(専属的合意管轄)

第18条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に係る費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義の生じた事項については、
 甲乙協議の上、決定するものとする。

以下余白